

第1条 乙は、甲の指定する職員の指示に従い契約期間内に修繕を完了させなければならない。

第2条 乙は、修繕の全部又は一部を第三者に委任してはならない。

第3条 乙は、修繕の現場代理人を定めたときは、速やかに書面をもってその氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場代理人を変更するときも同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、現場に常駐し修繕の運営管理、現場の取締りその他修繕に関する一切の事項を処理しなければならない。ただし、修繕の性質上又は現場代理人が修繕の現場に常駐することを要しないと甲が認めたときは、この限りでない。

第4条 乙は、修繕が完了したときは、遅滞なく甲に通知しなければならない。

2 甲は、完了の通知を受けたときはその日から14日以内に乙の立会の上修繕の完了を確認しなければならない。

第5条 乙は、甲の修繕完了の確認が得られたときは、代金の支払を請求することができる。

第6条 甲は、修繕代金の請求を受けたときから起算して40日以内に修繕代金を支払うものとする。

第7条 修繕の完了前に生じたき損、その他の損害は、すべて乙の責任とする。

第8条 修繕の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

第9条 修繕の施工に伴い第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲の指示に従い、乙はその処理解決に当たるものとする。

第10条 乙は、甲の確認の日から1年間修繕の目的物のかきを修補しなければならない。

第11条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。ただし、甲は履行部分の修繕料を乙に支払わねばならない。

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 期間内に契約を履行しないとき、または履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 乙が契約の解除を申し出たとき。

(3) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。

第13条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

備考

この契約書は、必要に応じ適宜補正して使用することができる。